平成２６年（フ）第２９２号
福井県鯖江市舟津町４丁目４番20号　ポインセチア．102、旧住所福井県鯖江市水落町４丁目17番５号　ＫＢセ―レン社宅．Ｄ―107
債務者　小川　　聖
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
福井県鯖江市住吉町１丁目５番３号
債務者　内藤　　緑
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ケ原３丁目105番地　松原団地Ａ棟203号
債務者　土肥　惠美
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
長野県下伊那郡阿智村浪合868番地のイ、申立時の住所長野県下伊那郡阿智村浪合1192番地212
債務者　藤澤美智代（旧姓百瀬）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第８４号
長野県飯田市松尾常盤台203番地１　県営住宅56―２号
債務者　小宮山真理こと　コミヤママリー（ＫＯＭＩＹＡＭＡ　ＭＡＲＹ）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１２４７号
愛知県津島市城之越町35番地
債務者　渡邉ヨシエ
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５７号
奈良県生駒市西旭ヶ丘６番36号
債務者　比嘉　良太
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
大分市寺崎町２丁目２番１号　オーシャンＣｉｔｙ108
債務者　宮尾　智仁
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６２号
鹿児島県日置市吹上町与倉1757番地
債務者　臼元　桐子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６３０号
熊本県上天草市大矢野町中5357番地１　ひまわりハイツ３号
債務者　福田　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
新潟県長岡市渡里町３番地38　リッツⅡ305号室
債務者　草尾　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
山口県下松市駅南２丁目３番20―401号　ドミールマスダ４―Ｂ号室、前住所山口県下松市生野屋西２丁目４番23号
債務者　西川　浩昭
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７５号
青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野沢30番地
債務者　岩谷　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
神奈川県小田原市堀之内12番地
債務者　近藤　友春
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５４号
神奈川県小田原市堀之内12番地
債務者　近藤真紀子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５５号
青森県弘前市大字宮園３丁目１番地３
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１６１号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155番地１　国立病院機構青森病院、旧住所青森県青森市大字石江字三好176番地　フジマンション３号
債務者　今　　一吉
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
　青森地方裁判所弘前支部